

海老名都市計画道路の変更
(3・3・3号下今泉門沢橋線)に係る公聴会について

平成29年11月 1 日

1 海老名都市計画道路3・3・3号下今泉門沢橋線の変更の概要と経緯

都市計画道路3・3・3号下今泉門沢橋線は、座間市との行政界を起点として、海老名市を南北に縦断し、寒川町との行政界を終点とする延長約7,920mの路線であり、「海老名都市計画 都市計画区域の整備、開発及び保全の方針」における「交通施設の都市計画の決定の方針」において、概ね10年以内に整備することを予定する主要な施設として位置づけられている路線です。また、「海老名市都市マスタープラン」においては、南北方向の広域的な自動車交通を円滑にする都市幹線道路として、未整備区間の整備を促進することとしています。

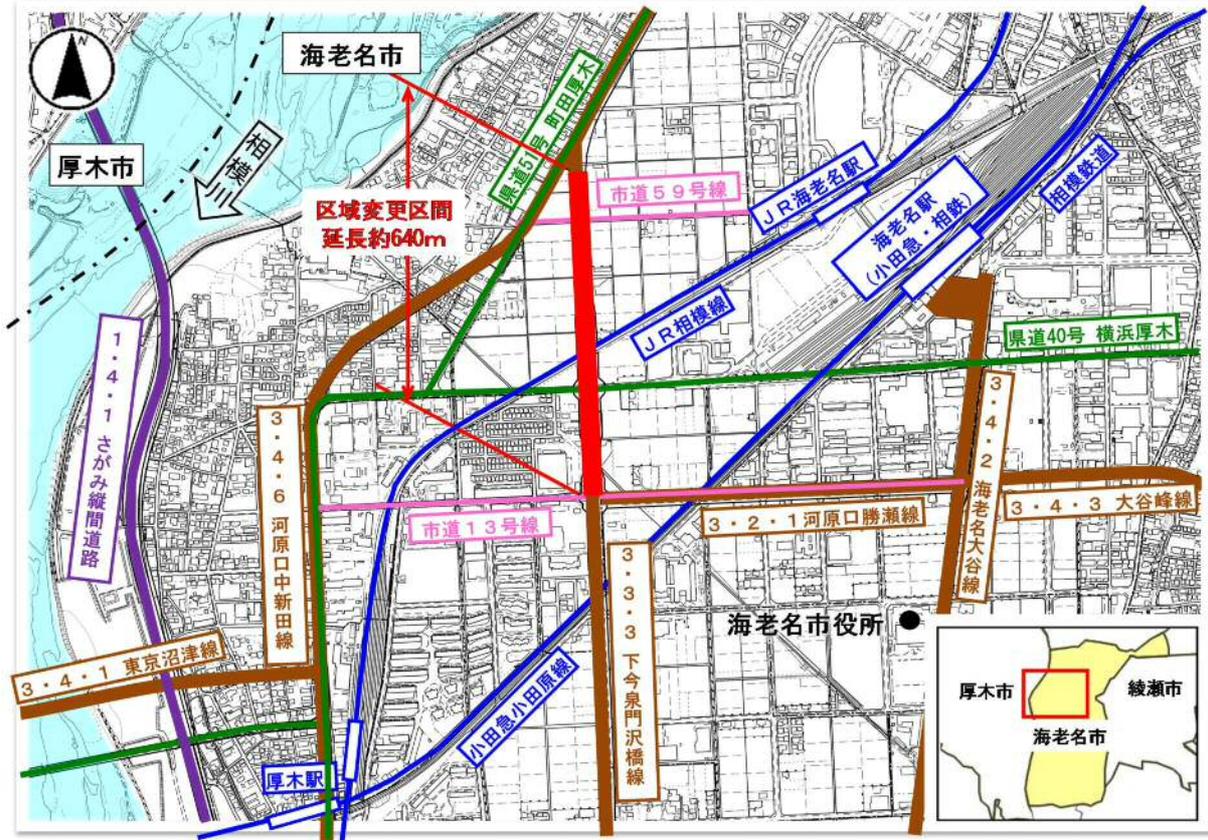
本路線は、昭和40年に当初都市計画決定され、事業計画の熟度を高めながら、順次、都市計画の変更を行い事業を進めており、現在までに、寒川町との行政界から都市計画道路3・2・1号河原口勝瀬線までの区間において整備が完了しています。

今回、都市計画道路3・2・1号河原口勝瀬線から3・4・6号河原口中新田線までの区間について、事業実施にあたり地質調査や道路設計等、詳細な検討を行った結果、JR相模線と相模鉄道厚木線との立体交差となる道路構造の一部を地下構造から高架構造に変更するとともに、当該区域の変更を行うものです。

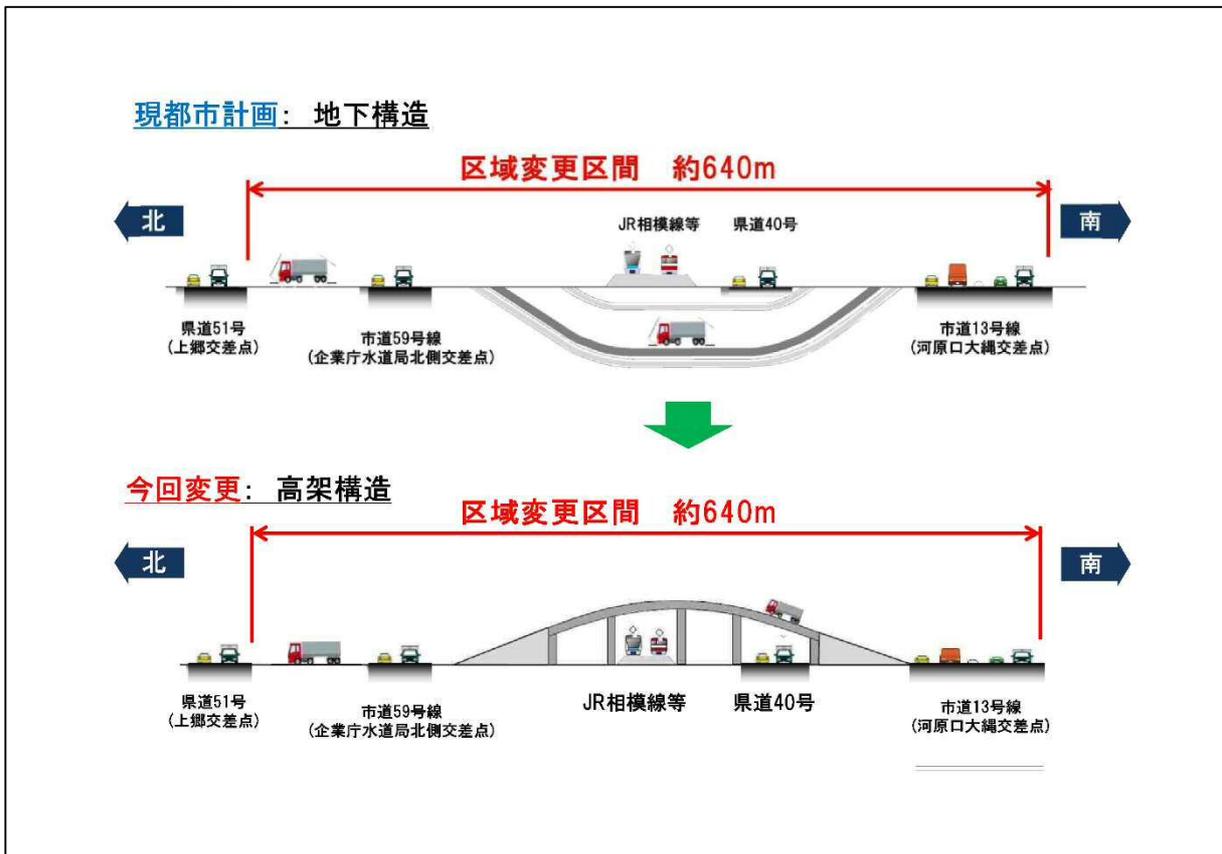
また、今回の変更に合わせて、車線の数を定めるとともに、海老名市の一部で住居表示を行ったことによる位置の記載の変更を行うものです。

この都市計画道路の変更について、平成29年8月30日に都市計画公聴会を開催し、1人の方からご意見をいただきましたので、公述意見の要旨とそれに対する県の考え方についてご報告いたします。

位置図



計画概要図



2 公聴会の経過に関する事項

平成29年7月25日

～8月15日

平成29年8月30日

平成29年11月1日

- ・都市計画素案の閲覧、公述の受付
- ・都市計画公聴会の開催（公述人 1人）
- ・第232回 都市計画審議会（今回）
《報告》「公述意見の要旨と県の考え方」

3 公述意見の要旨と県の考え方

日時及び場所	公述人	公述意見の概要	ページ
平成29年8月30日（水） 19：00～19：15	A氏	○上郷交差点の機能について	4

海老名都市計画道路の変更（3・3・3号下今泉門沢橋線）に係る
都市計画公聴会の公述意見の要旨と県の考え方

公聴会 平成29年 8月30日

公述人	公述意見の要旨	県の考え方
A氏	<ul style="list-style-type: none"> ○ 本道路変更案を見ると、上郷交差点の機能を大きく変更させるものである。 ○ 県道51号の北からの同交差点への進入、通過は2方向にできたものが、直進は禁止となり、新県道へ斜め方向への左折のみとなる。 すなわち、直進してすぐに左右折していた者は大きく迂回、イコール右折、対向車線を横断する必要や、上郷南交差点をさらに右折しなければならないことになる。 ○ 軍道開設以来、有してきた既得権の侵害である。ご承知のように、既得権は一般的に承認されているものであり、また法制の面でも考慮されているものと思われる。 公権力の行使に当る者は、たとえその必要性を認めたとしても、関係地権者の了解、救済的な代案を用意するのが人道ではないか。 	<ul style="list-style-type: none"> ○ 今回の都市計画道路の変更の内容は、J R相模線、県道40号（横浜厚木）等と立体交差する都市計画道路の一部を、地下構造から高架構造に変更することに伴い、上郷交差点より南の区間において都市計画道路の区域を変更するものであり、上郷交差点においてはその区域を変更いたしません。 ○ なお、当該道路の整備事業を所管する本県の道路部局によりますと、上郷交差点につきましては、交通の安全と円滑を図るため、その南に位置する企業庁水道局北側交差点に信号機能を集約し、上郷交差点の信号機能を廃止する方向で関係機関等と調整中であると聞いております。 ○ いただいたご意見については、当該道路の整備事業を所管する本県の道路部局にお伝えします。